

『障害者支援のあり方に関する調査研究 GH・地域生活支援の在り方事業報告書』の問題
グループホーム再編に反対する緊急行動ネットワーク

○はじめに

- ・厚労省は総合支援法施行3年後の見直し向け、「R2年度障害者支援のあり方調査研究報告書」(厚労省 HP) を元に、6月28日の社保審障害者部会でGH再編の検討を始めた。
- ・要点は、「軽度＝自立生活移行型GHへ移行、自立生活援助とセットにし有期限」と「重度＝支援の合理化・ヘルパー利用の制限」の方向が出された。
- ・2022年 通常国会 改正障害者総合支援法上程・成立(12月には社保審まとめ)

○問題の背景：利用者数/給付額及び家賃補助

- ・利用者数：H21年度末5.6万人 → R2年11月14.0万人 (2.5倍)
- ・給付額：H21年度 652億円 → R1年度 2,422億円 (3.7倍)
- ⇒ 社保審障害者部会資料に、利用者数は2020年11月に入所施設の利用者数を上回り約14万人、費用は約2400億円に増加していることが課題としてあがっている。
- ⇒ 家賃補助は、GHに留まる理由になっていること及び事業者の利益になっていると課題があがっている。

○検討されている再編案の概要 (*下記報告書、厚労省ホームページで検索可)

「令和2年度障害者支援のあり方調査研究報告書」※(ネットワークまとめ)

(再編の概要)

現行	訓練等給付			3 類型の廃止
	介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型	
再編案	訓練等給付		介護給付費	2 類型へ再編
	<u>(仮) 自立生活移行支援型GH</u>		<u>(仮) 一般型GH</u>	
	対象者	<u>区分の低い人</u> <u>(区分3以下?)</u>	区分の高い人	
	利用期間	<u>標準利用期間を定める</u> (東京は概ね3年間)	特に期間を設けない	
	サービス	・希望する住まい(1人暮らし) 向け た一時的な利用 ・退去後の定着支援	・継続的な利用 ・介護等の必要な支援の実施	

○現行の3 類型 → 「通過型」と「重度 (e ケア・強度行動障害) 対応」の2 類型に大再編

○個別ヘルパー利用は効率的な観点等から、GHの従業員により対応できるように見直す

「障害特性・障害程度をふまえた適切な支援が必要」「生活の豊かさや幸せとは何かということに真摯に向き合い、その実現に向けた支援体制の整備や地域づくりに期待」と言いながらも、障害程度によって「住まい方」を一方向的に決められることは、居住権の侵害であり到底認められません。